

表1 廃棄物コード（種類及び内容）

コード	産業廃棄物の種類	内容（具体的な例）
100	燃え殻	石炭がら、コークス灰、重油灰、廃活性炭（不純物が混在すること等により泥状のものは汚泥）、灰かす、重油燃焼灰 など 産業廃棄物の焼却残灰、炉清掃排出物
200	汚泥	工場廃水等処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じる泥状物、ベントナイト汚泥等の建設汚泥、生コン残さ、下水道汚泥（下水管渠内で発生する泥状物を含む）、浄水場汚泥、側溝汚泥、廃活性炭（不純物を含む泥状のもの） など （注）油分を概ね5%以上含むものは廃油との混合物（油泥）
300	廃油	鉱物性油、動植物性油脂、潤滑油、洗浄用油、切削油、溶剤（シンナー、アルコール類）、タールピッチ類、固形石けん など
400	廃酸	廃硫酸、廃塩酸、廃硝酸、廃クロム酸、廃有機酸、写真定着廃液、酸洗浄工程から生ずる廃液など、全ての酸性廃液
500	廃アルカリ	廃ソーダ液、石灰廃液、廃灰汁、写真現像廃液、アルカリ洗浄工程から生ずる廃液、廃クーラント（エンジン冷却水）など、全てのアルカリ性廃液
600	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど、固形状及び液状のすべての合成高分子系化合物。廃ポリ容器類、電線の被覆くず、廃タイヤ（合成ゴム）、廃イオン交換樹脂、廃塗料（固形）、農業用ビニール、漁網（合成樹脂） など
700	紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る）、出版業（印刷出版を行うものに限る）、製本業及び印刷物加工業に係るもの
800	木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る（建設工事に伴い発生する抜根、伐採材を含む））、木材又は木製品製造業（家具製造業を含む）パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業に係るもの及び貨物流通のために使用したパレットに係るもの（パレットへの貨物の積み付けのために使用した梱包用の木材を含む）（全業種）
900	繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの （注）合成繊維は「廃プラスチック類」となる。
1000	動植物性残さ	食品製造業、飲料製造業、飼料製造業、医薬品製造業及び香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物 一醸造かす、発酵かす、ぬか、ふすま、パンくず、おから、コーヒークず、ハムくず、その他の製造くず、原料かす など （注）卸小売業、飲食店等から排出される動植物性の固形状不要物（食べ残し等）及び厨芥類は「事業系一般廃棄物」となる。
4000	動物系固形不要物	と畜場において屠殺し、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
1100	ゴムくず	天然ゴムくず （注）廃タイヤ等の合成ゴムくずは「廃プラスチック類」となる。
1200	金属くず	切削くず、研磨くず、空缶、スクラップ など
1300	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、石膏ボード、セメント製造くず、墓石、石材製造業から排出される石片、インターロッキングブロックくず、ガラス温度計、蛍光灯（金属くずとの混合物）、血圧計（金属くず、廃プラスチック類との混合物） など
1400	鉱さい	高炉、転炉、電気炉等のスラグ、キューボラ溶鉱炉のノロ、鋳物廃砂、不良鉱石、粉炭かす、鉄鋼スラグ製品が不要となったもの、サンドブラスト廃砂 など
1500	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物—アスファルト・コンクリート破片、レンガの破片 など
1600	動物のふん尿	畜産農業に係るもの（畜産廃水を含む） 動物の種類は牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七面鳥、うさぎ及び毛皮獣
1700	動物の死体	畜産農業に係るもの（動物の種類は「動物のふん尿」に同じ）
1800	ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設（乾式、湿式）によって集められたもの
1900	13号廃棄物 （処分するために処理したもの）	上記に掲げる産業廃棄物（100：燃え殻～1800：ばいじん）又は輸入された廃棄物のうち航行廃棄物及び携帯廃棄物を除いたものを処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの（政令第2条第13号で規定されたもの） —コンクリート固型化物など

表1 廃棄物コード（種類及び内容）

<混合廃棄物等>

コード	産業廃棄物の種類	内容（具体的な例）
2010	建設混合廃棄物（安定型）	安定型5品目（廃プラ、ゴム、金属、ガラスくず等、がれき類）のみの建設系混合物
2020	建設混合廃棄物（管理型）	上記安定型5品目以外の普通産廃を含む建設系混合物
2400	石綿含有産業廃棄物	工作物（建築物を含む）の新築、改築又は除去に伴って生じた廃石綿等以外の産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。 「廃プラスチック類」「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」「がれき類」「汚泥」で石綿が含有している場合をいう。
2500	水銀使用製品産業廃棄物	水銀電池、蛍光灯、水銀体温計、水銀含有農薬・医薬品等の水銀を使用した製品※や、これらが材料・部品に使用されている組込製品、水銀使用の表示がある水銀使用製品が廃棄物となったもの。 ※「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令」（平成27年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号）第2条第1号又は第3号に該当する水銀使用製品のうち、①表A、Bの製品
2600	水銀含有ばいじん等	ばいじん、燃え殻、汚泥、鉍さいのうち、水銀を15mg/kgを超えて含有するもの。 廃酸、廃アルカリのうち、水銀を15mg/Lを超えて含有するもの。
3000	廃自動車	廃二輪車（バイク、自転車）
3100	廃電気機械器具	（廃パチンコ機、廃パチスロ機、プリント配電板、テレビ受信機、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、パソコン、電話機、自動販売機、蛍光灯、冷凍庫）
3500	廃電池類	鉛蓄電池、乾電池

※平成29年度実績分より、2500、2600が新たに追加されています。

<特別管理産業廃棄物>

コード	特別管理産業廃棄物の種類	内容（具体的な例）
7000	引火性廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（引火点70℃未満の燃焼しやすいもの）
7100	強酸	著しい腐食性を有するもの（pH2.0以下のもの）
7200	強アルカリ	著しい腐食性を有するもの（pH12.5以上のもの）
7400	感染性産業廃棄物	医療関係機関等（病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、動物の診療施設及び試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る）をいう）から医療行為、研究活動等に伴い生じた産業廃棄物のうち、排出後に人に感染症を生じさせるおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着し、又はそのおそれのあるもの
7410	特定有害産業廃棄物	廃PCB等
7421		廃石綿等
7500		廃水銀等
7422		指定下水道汚泥
7423		鉍さい（有害含む）
7424		燃え殻（有害含む）
7425		廃油（有害含む）
7426		汚泥（有害含む）
7427		廃酸（有害含む）
7428		廃アルカリ（有害含む）
7429		ばいじん（有害含む）
7430		13号廃棄物（有害含む）

表 2 産業廃棄物の体積から重量への換算係数表(参考値)

種 類	換算係数(トﾝ/㎡)	種 類	換算係数(トﾝ/㎡)
燃 え 殻	1 . 1 4	金 属 く ず	1 . 1 3
汚 泥	1 . 1 0	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	1 . 0 0
廃 油	0 . 9 0	鋳 さ い	1 . 9 3
廃 酸	1 . 2 5	がれき類(工作物の新築、改築 又は除去に伴って生じたコンクリートの破 片その他これに類する不要物)	1 . 4 8
廃 アルカリ	1 . 1 3	動物のふん尿	1 . 0 0
廃プラスチック類	0 . 3 5	動物の死体	1 . 0 0
紙 く ず	0 . 3 0	ば い じ ん	1 . 2 6
木 く ず	0 . 5 5	13号廃棄物	1 . 0 0
織 維 く ず	0 . 1 2	感染性廃棄物	0 . 3 0
動植物性残さ	1 . 0 0	廃 石 綿 等	0 . 3 0
動物系固形不要物	1 . 0 0	廃 P C B 等	1 . 0 0
ゴ ム く ず	0 . 5 2	建設混合廃棄物	0 . 2 6
		廃電気機械器具	1 . 0 0

〔重量換算の方法〕

取扱量が容積(㎡)で分かっている場合、次の式により重量(トﾝ)換算してください。

$$\text{廃棄物の重量(トﾝ)} = \text{廃棄物の容積(m}^3\text{)} \times \text{換算係数}$$

〔例〕 廃酸を、ドラム缶200本分運搬した場合の排出量(収集運搬量)

ドラム缶1本の容積を200ℓとすると、

$$200\ell \times 200\text{本} = 40,000\ell$$

1,000 ℓ が 1m³ であることから、40,000 ℓ は40m³です。

廃酸の換算係数は上記より1. 25であることから、求める排出量(収集運搬量)は、

$$\text{廃棄物の容積} \times \text{換算係数} = \text{排出量(トﾝ)}$$

$$40\text{m}^3 \times 1. 25 = 50\text{トﾝ} \quad \text{となります。}$$

※ 「2t車1台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それに上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法があります。

表3 発生場所及び処分場所コード（所在地コード：1～4桁）

都道府県 (右記の政令市を除きます。)		政令市 (廃棄物処理法施行令第27条関連)							
所在地コード	都道府県名	所在地コード	政令市名①	所在地コード	政令市名②	所在地コード	政令市名③	所在地コード	政令市名④
1	北海道	50	旭川市	51	札幌市	52	函館市	-	-
2	青森県	108	青森市	122	八戸市	-	-	-	-
3	岩手県	110	盛岡市	-	-	-	-	-	-
4	宮城県	54	仙台市	-	-	-	-	-	-
5	秋田県	86	秋田市	-	-	-	-	-	-
6	山形県	130	山形市	-	-	-	-	-	-
7	福島県	87	郡山市	94	いわき市	124	福島市	-	-
8	茨城県	134	水戸市	-	-	-	-	-	-
9	栃木県	84	宇都宮市	-	-	-	-	-	-
10	群馬県	114	前橋市	116	高崎市	-	-	-	-
11	埼玉県	101	さいたま市	103	川越市	121	越谷市	125	川口市
12	千葉県	55	千葉市	104	船橋市	111	柏市	-	-
13	東京都	109	八王子市	-	-	-	-	-	-
14	神奈川県	56	横浜市	57	川崎市	58	横須賀市	98	相模原市
15	新潟県	59	新潟市	-	-	-	-	-	-
16	富山県	85	富山市	-	-	-	-	-	-
17	石川県	60	金沢市	-	-	-	-	-	-
18	福井県	131	福井市	-	-	-	-	-	-
19	山梨県	132	甲府市	-	-	-	-	-	-
20	長野県	95	長野市	136	松本市	-	-	-	-
21	岐阜県	61	岐阜市	-	-	-	-	-	-
22	静岡県	62	静岡市	63	浜松市	-	-	-	-
23	愛知県	64	名古屋市	90	豊田市	96	豊橋市	105	岡崎市
		137	一宮市	-	-	-	-	-	-
24	三重県	-	-	-	-	-	-	-	-
25	滋賀県	115	大津市	-	-	-	-	-	-
26	京都府	65	京都市	-	-	-	-	-	-
27	大阪府	66	大阪市	67	堺市	68	東大阪市	106	高槻市
		118	豊中市	120	枚方市	126	八尾市	133	寝屋川市
		135	吹田市	-	-	-	-	-	-
28	兵庫県	69	神戸市	70	姫路市	71	尼崎市	99	西宮市
		127	明石市	-	-	-	-	-	-
29	奈良県	102	奈良市	-	-	-	-	-	-
30	和歌山県	72	和歌山市	-	-	-	-	-	-
31	鳥取県	128	鳥取市	-	-	-	-	-	-
32	島根県	129	松江市	-	-	-	-	-	-
33	岡山県	83	岡山市	100	倉敷市	-	-	-	-
34	広島県	73	広島市	74	呉市	91	福山市	-	-
35	山口県	75	下関市	-	-	-	-	-	-
36	徳島県	-	-	-	-	-	-	-	-
37	香川県	97	高松市	-	-	-	-	-	-
38	愛媛県	89	松山市	-	-	-	-	-	-
39	高知県	92	高知市	-	-	-	-	-	-
40	福岡県	76	北九州市	77	福岡市	112	久留米市	-	-
41	佐賀県	-	-	-	-	-	-	-	-
42	長崎県	79	長崎市	80	佐世保市	-	-	-	-
43	熊本県	81	熊本市	-	-	-	-	-	-
44	大分県	88	大分市	-	-	-	-	-	-
45	宮崎県	93	宮崎市	-	-	-	-	-	-
46	鹿児島県	82	鹿児島市	-	-	-	-	-	-
47	沖縄県	119	那覇市	-	-	-	-	-	-

近畿2府4県のエリア

※令和2年度実績分よりNo. 136(松本市)、137(一宮市)が新たに追加されています。
 ※令和4年度実績分より、神戸市内の区別を削除しました。神戸市内はすべて「69」と記載してください。

表4 処分方法コード

処分方法 <最終処分>
遮断型埋立
安定型埋立
管理型埋立
海洋投入
その他最終処分（上記以外）

処分方法 <中間処理>
圧縮
圧縮梱包
減容
固化
混合
シアン化合物の分解
焼却
切断
選別
堆肥化
中和
破碎
油水分離
その他中間処理（上記以外）

<処分方法の中間処理の選択例>

- 乾燥:「その他中間処理」を選択
- 減容固化:「減容」を選択
- 固型化:「その他中間処理」を選択
- 蒸留再生:「その他中間処理」を選択
- 切削:「切断」を選択
- 切断・圧縮:「切断」を選択
- 洗浄:「その他中間処理」を選択
- 選別・圧縮:「選別」を選択
- 選別・破碎:「選別」を選択
- 造粒固化:「固化」を選択
- 脱油:「その他中間処理」を選択
- 脱水:「その他中間処理」を選択
- 中和・凝集沈殿:「その他中間処理」を選択
- 破碎・圧縮:「圧縮」を選択
- 破碎・加熱処理:「破碎」を選択

処分方法 <再利用等>	備考
再生路盤材の材料に再利用	「別紙2」の「中間処理後の処分状況（処分方法）」で、処分者（貴社以外）が廃棄物処理法の処分業の許可を有しておらず、処理後物を「再利用」に使用する場合には限り、原則これらを選択してください。
燃料に再利用	
原材料に再利用	
その他再利用	
売却	